

「第4回米の現物市場検討会」
資料「制度設計案」に対する意見書

2022年3月16日
株式会社むらせ
村瀬慶太郎

本日の検討会に出席できませんので、事前に頂戴いたしました資料「制度設計案」、
に対しまして、意見を述べさせていただきます。

1. 現物市場は、「通年の取引（大口取引）」と「事前契約期や出来秋における取引（小口取引）」という2つの取引で構成されている構造になっています。

であれば、この2つの取引を単一の「現物市場」と一括りにするのではなく、2つの「市場」で構成すればいいのではないのでしょうか。

少なくとも「複数の市場で構成することを妨げない」書きぶりは必要でしょう。

具体的な市場開設者の論議が本日以降なのは承知していますが、だからこそ未来の開設者のためにも、上記の措置が必要だと考えます。

2. 第3回検討会に提出させていただきました意見書のなかで、『新規創設を基本としている「現物市場」は、そもそも開設・運営者が取引ルールを定めるのが筋であり、開設する前から検討会が詳細にそれを決めてしまうのは適当でないと考えます。』と述べさせていただきました。

しかし、これは、詳細な実務者レベルのルールを指すものであって、「全て」を指すものではありません。

当たり前ですが、市場開設者が単独で物事を決めるのも限界があります。現物市場の「外」の話、特に「取引参加者のインセンティブ」や「開設・運営コスト」といった方面には、明らかに国のご協力が不可欠です。

そのように読めるよう、修正をお願い致します。

以上